

# 給水装置工事しゅん工における 写真検査実施マニュアル



令和5年12月改定版

福島市水道局給水課

## 用語の定義

- ① 管理者 福島市水道事業管理者をいう
- ② 事業者 福島市水道局指定給水装置工事事業者をいう

## 写真検査概要

1. 給水装置工事の内容が、次のいずれかに該当する場合は写真検査を行う。
  - ① 工事種別が「新設」で、 $\phi 13\text{mm}$ ・ $\phi 20\text{mm}$ ・ $\phi 25\text{mm}$ の小口径メーターを取り付ける新築の一般住宅の工事及び一般住宅以外の新設工事。  
(中小店舗(特殊器具無し、14栓以内)ドラッグストア等)
  - ② 工事種別が「改造」で、全面的に建て替えを行い、新設同様の施工をした一般住宅の工事及び一般住宅以外の全面的建て替えの場合。
  - ③ 工事中仮設給水栓工事、分岐～止水栓止め工事。
  - ④ 一部改造工事(自家水切り替えを除く)。但し、複雑な工事の場合は給水課と協議すること。
  - ⑤ 給水本管工事で、分岐する止水栓が5箇所までのもの。
  - ⑥ その他、管理者が写真検査を行うことが適当であると認めた工事。

なお、標記以外の給水装置工事しゅん工検査については、現場検査で実施する。

2. 写真検査を行う工事現場について、管理者が必要と認める場合は詳細確認のため現場検査を行うことができるものとする。

## 写真検査までの手順と合格までの流れ

1. 写真しゅん工検査関係書類を提出前に社内しゅん工検査を実施し、写真及びしゅん工図が申請内容と相違がないか確認のうえ提出すること。  
提出の際は、申込者の入居予定日を十分考慮し提出すること。  
※しゅん工図：A4 縦 or A3 横、工事箇所朱線
2. 受付日より、概ね14日以内に写真検査等を実施します。合格であれば「給水装置しゅん工検査通知書」を発行します。事業者が受理したとき合格したものとします。  
なお、給水装置しゅん工検査通知書は申請者に必ず渡すこと。
3. 写真に不備がある場合や現場等に疑義が生じた場合は、検査員の指示に従い速やかに対処すること。また、確認のため現地での検査を行う場合があります。
4. 手直し工事がある場合は速やかに工事を実施し、検査員の確認をとること。
5. 事業者は、写真検査後、合格してから所有者に給水装置を引き渡さなければなりません。また、それ以外の検査のときも同様です。

## 工事写真台帳様式と黒板

1. 工事写真台帳の様式は別紙サンプル写真帳 (P10～) のように3枚の写真を貼り付けるタイプとし、サイズはA4版(両面印刷)とする。また、表紙には、「受付番号」・「給水装置設置場所」・「申込者氏名」・「事業者名」・「主任技術者」を記載する。また、撮影者名を記載すること。なお、押印不要です。
2. 写真はカラー写真で、写真の大きさは、横11cm×縦8cm程度とする。逆光になっている写真や暗い写真は不可とし、鮮明に撮影すること。
3. 写真は貼り付け、または、パソコン処理で整理すること。
4. 工事写真用看板は手持ちの黒板または白板を用い、「受付番号」・「設置場所」・「申込者氏名」・「撮影年月日」・「撮影内容」・「事業者名」を入れ撮影すること。  
(電子小黒板、電子小黒板と通常黒板の混在も可とする)
5. 工事写真台帳余白部分に、撮影内容の説明を明記すること。
6. 黒板等を置く場合、新築などで内装や器具類へ支障を来たすときは、A4サイズの紙等「4.」に記載の項目で撮影をしても可とする。※台帳への記載を可とする。

# 工事写真撮影項目と写真撮影要領

## 1. 外部配管状況（埋設深度）

- ① スタッフや水系等を用い埋設深度と設計 GL が明瞭にわかるように撮影すること。  
(整地後の掘削による深度測定を基本とし、断面図を台帳余白に記載する)
- ② 管種・口径がわかるように撮影すること。
- ③ 埋設深度測定箇所はメーターと水抜栓の間での測定を原則とする。
- ④ 埋設深度が 40cm 未満（給水本管にあつては 60cm 未満）の場合は検査不合格となる。

## 2. 水圧試験

- ① 実施する水圧試験区間を確認し試験を行うこと。
- ② 常圧試験と水圧試験（0.98MPa を 2 分間以上）を水圧計の針が判読できるように撮影すること。（メーターボックスが写る位置で実施する）
- ③ 水圧試験は時計を置き、時間経過がわかるように撮影すること。
- ④ 常圧・水圧試験時の配管接続状態がわかるよう撮影すること。

※ゲージをアップで撮影する際は、ゲージと時計の時刻がわかるよう一緒に撮影する

※止水栓～メーター間が新設管もしくはポリエチレン管の場合は水圧試験を実施する。

## 3. メーター取付け

- ① 正常な向きが確認できるよう全景（ふたを開けた状態）を撮影すること。
- ② メーター種別、番号、口径、検満年月、流方向がわかるようアップでも撮影すること。
- ③ ロケーティングワイヤーが見えるように撮影すること。（キャップが確認できること）

④ 水道メーターは泥などが付着していない清浄な状態で撮影すること。

#### 4. 水質試験（残塩測定）状況

① 残留塩素測定結果は、黒板等に数値を記載し写真撮影すること。

※ 福島市水道局水安全計画に基づき残留塩素濃度 0.2mg/l 以上を確保すること

※ 残留塩素濃度が低い場合確認のため再測定をお願いする場合がある

② 水栓から水を流している状況と主任技術者が残留塩素を測定している状況写真を撮影すること。

※ 撮影時ヘルメットを着用しマスクは外すこと

#### 5. 給水用具（新設、改造する水栓は全て撮影すること）

① 新設、改造した水栓は全て撮影すること。既設水栓は撮影しない。

② しゅん工図に記載の水栓番号及び名称を黒板等に記入し撮影すること。

#### 6. ハッター及び分岐・変換

① ハッターの配列、配管系統が確認でき判読できるよう撮影すること。

② 保育所等、複数のトイレや手洗いがあある場合は、水栓リスト番号と水栓名を記入すること。

③ 配管状況、保温状況がわかるように撮影すること。

#### 7. 弁栓類（弁栓類の数だけ撮影）

① 設置後の状況を撮影すること。

② 全景と蓋を開けた状態で撮影すること。

③ ロケーティングワイヤーが見えるように撮影すること。

#### 8. 立ち上り管や保護・保温の状況

① 管の保護、保温の状況を撮影すること。

② 管種が確認できるように保温前を撮影すること。

## 9. 撮影箇所図（写真検査用しゅん工図）

- ① 1.～8.の各写真撮影項目の撮影箇所・方向を図面に記載し写真撮影箇所図として提出すること。※写真台帳との整合をはかり見やすくすること。

## **その他**

1. 特殊器具である給湯器用逆止弁など、逆止弁が必要な場合は、給水装置への取り付け状況写真を撮影し、位置がわかる図面を添付し提出すること。また、受水槽を設置した場合も同様に行うこと。
2. 止水栓等のオフセットについては、しゅん工図に記載して提出すること。また、正確に測定すること。（10cm単位で記入）
3. 現場内の清掃を行うなど撮影状態の向上に努めること。（特にメーターボックス内）
4. 写真がない場合は、現行どおりの現場検査を行うものとする。
5. 給水装置工事に関する写真や資料の提出に関し、虚偽の内容であることが発覚した場合は、水道法、福島市水道条例並びに福島市水道局指定給水装置工事事業者規程に基づき、厳正に対処する。